

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園D地区スーパー堤防被覆工事	5100058
工（納）期	令和5年3月10日	
契約締結日	令和4年6月13日	
契約金額	30,580,000円（消費税込み）	

契約相手方	北部緑地株式会社 (法人番号：9011501008687)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川遊園D地区スーパー堤防被覆工事</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 北部緑地株式会社 所在地 東京都荒川区荒川五丁目4番3号 代表者 代表取締役 京極 正国</p>
<p>特命理由</p>	<p>本工事は、荒川遊園D地区において、都が着手している隅田川河川区域内の堤防の被覆修景工事に合わせて、公園側の法面の被覆工事を実施するものである。</p> <p>契約締結請求にあたり、事業主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <p>本工事は堤防の公園側について、都と同様の工事を行うものであり、一つの構造物を同時期に施工することが求められることから、都発注の「隅田川（西尾久六丁目地区）被覆修景工事（以下、「都被覆修景工事」という）」と同一の業者が施工する必要がある。また、都被覆修景工事を受注している上記業者であれば、工程調整や現場管理を円滑に行うことができ、適切な調整を図りつつ施工することが可能であり、経費の削減も期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>